

令和4年1月7日

学生の皆さんへ

理事（教育・学生・国際担当）

学生の県外移動等の取扱いの変更について（通知）

新型コロナウイルスの感染が全国的に再拡大し、感染力の強い変異株「オミクロン株」も広まっていることを受け、複数の地域に「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

ついては、現在の感染状況を踏まえ、令和4年1月9日から学生の県外移動等の取扱いを以下のとおり変更いたしますので、内容を確認の上ルールを厳守するようお願いいたします。

記

1. 学生の県外移動について

(1) 【まん延防止等重点措置地域への移動】

まん延防止等重点措置地域への移動は不要不急によるものを控え、真に必要な場合に限り移動日の1週間前までに所属の学務担当に届出し、所属長の了解を得てから移動してください。また、秋田に戻った日から14日間は自宅待機の上健康観察を行いこの間大学構内には入構できません。

<p>【まん延防止等重点措置地域】（期間：令和4年1月9日～31日） 広島県、山口県、沖縄県 以上3県</p>

なお、まん延防止等重点措置地域（該当都道府県）に変更があった際には「a・netの公開お知らせ」でお知らせします。

(2) 【まん延防止等重点措置地域以外への移動】

まん延防止等重点措置地域以外への移動についても、就職活動、冠婚葬祭等を除き控えてください。移動が必要な場合は移動日の1週間前までに所属の学務担当に届出してください。秋田に戻ってから自宅待機は要しませんが14日間の健康観察を行い体調に異変がある場合は、登校せず保健管理センターに連絡してください。

なお、移動期間中にまん延防止等重点措置地域に該当した場合は、同地域への移動として扱います。

2. 県外からの訪問者との面談（接触）について

大学構内において、まん延防止等重点措置地域からの訪問者との面談は行わないでください。真にやむを得ない事情により面談が必要な場合は、面談希望日の1週間前までに所属の学務担当に届出し、所属長の許可を得てください。

なお、学外においても不要不急の接触は避けてください。

3. 会食等

食事の場で感染が発生していることに留意し、飲食の際は会話を控え、会話をするときはマスクを着用し大声を出さないなど十分注意をお願いします。

また、できるだけ長時間を避け、「なるべく普段一緒にいる人」と「マスク会食」を行うとともに参加人数に応じた席の配置や換気の徹底など感染リスクを回避することに留意するようお願いします。

現在の感染状況が予断を許さないことから、大人数での会食は控えるようお願いいたします。

なお、本学学生（団体）が主催する10人以上の会食については、当該会食の中止可能な期日の1週間前までに届け出してください。県内の感染状況によっては、中止可能な期日以後においても中止を要請する場合がありますので、ご注意ください。

4. 健康観察及び行動の記録

学生自身が「感染しない」、「感染させない」という意識を強く持って行動してください。

また、「健康観察（健康観察 CHAT）」及び「行動の記録」は、県外移動にかかわらず毎日行ってください。自身、友人、バイト先及び同居人等に感染の疑いが生じた場合は記録の提出を求めることがあります。

5. 留意事項

- ①本通知以外に所属学部から別途学外実習等の参加に伴う条件がある場合は、その指示に従ってください。
- ②ワクチン接種者でも感染（ブレイクスルー感染）する可能性がありますので、2回接種を終えても気を緩めることなく、基本的な感染防止対策の徹底及び感染リスクが高まる行動を控えるようお願いします。
- ③県外移動の届け出は移動の1週間前としていますが、緊急に移動をする場合は、その時点で速やかに届出してください。
- ④マスクについては、不織布タイプを利用するなど防御能力のあるものを利用するとともに、適切な装着方法で使用する（鼻を出さない、ノーズワイヤーを調整して顔に密着させる等）ようお願いします。
- ⑤新型コロナウイルス感染症に関連する差別や誹謗中傷をしてはいけません。相手を思いやる温かい心を持って冷静に行動してください。
- ⑥大学のルールを遵守しない場合は、処分の対象となることがあります。
- ⑦今後の感染状況によっては取扱いを変更することがありますので、少なくとも1日1回は a・net を確認してください。

担当：秋田大学総合学務課